ロ　法人等であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該議決権等の保有者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

(2)　当該議決権等の保有者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該議決権等の保有者が作成した別記第九号様式による同意書

(3)　当該議決権等の保有者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

十　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者に係る次に掲げる書類

イ　個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該施設土地権利者と次に掲げる者との間で、当該申請に係る土地に関する契約（契約の予定を含む。）がある場合には、その内容を示す書面

(一)　申請者

(二)　当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該認定施設供用事業者

(三)　当該施設土地権利者が権利を有する土地に他の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者

(四)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者

(2)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利（登記事項証明書に記載されている権利を除く。）を証する書面

(3)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

(4)　当該施設土地権利者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

(5)　当該施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(5)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

ロ　法人であるときは、次に掲げる書類

(1)　イ(1)及び(2)に掲げる書類

(2)　当該施設土地権利者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

(3)　当該施設土地権利者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第九号様式による同意書

(4)　当該施設土地権利者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

7　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第四十条第二項第一号から第十四号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第三十九条の免許に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（専らカジノ行為の用に供される部分）

第九条　法第四十一条第一項第七号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める部分は、カジノ行為区画のうち次に掲げる部分以外の部分とする。

一　チップの交付等又は法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務を行うための室（以下「ケージ」という。）

二　バウチャー払戻機を設ける部分

三　法第六十八条第一項各号に掲げる措置に係る業務を行うための室

四　法第百十一条第一項の苦情の処理に係る業務を行うための室

五　顧客のための案内その他これに類する用途に供される部分

六　専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分

七　通路、階段（その踊場を含む。）、エレベーター、エレベーターホール及びエスカレーターその他の専ら通行の用に供される部分

八　便所

九　美術品その他これに類する物品の展示の用に供される部分

十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室及び健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた健康増進法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室（カジノ行為の用に供されるおそれがない室に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分

（カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準）

第十条　法第四十一条第一項第八号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある外観ではないこと。

二　内部が外部から容易に見通すことができないものであること。

三　法第二条第十項各号に掲げる区画と当該区画に隣接する部分を区画する壁、柱、床及び天井が区画の用途に応じて適切な強度を有するものであること。

四　監視設備の見通しを妨げる設備その他のカジノ施設内の監視の支障となる設備を設けないこと。

五　カジノ施設の設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置が講じられていること。

六　善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備を設けないこと。

七　前各号に定めるもののほか、カジノ行為区画にあっては次によること。

イ　内部が外部から容易に見通すことができないものであること。

ロ　本人確認区画又は法第二条第十項第三号に掲げる区画に通じる出入口を除き、カジノ行為区画と当該カジノ行為区画に隣接する部分を壁、柵その他の区画物によって区画すること。ただし、屋外の部分にあっては、次のいずれかによること。

(1)　カジノ行為区画内に人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。

(2)　カジノ行為区画内への人の侵入を監視するための設備を設けること。